

穂の国荘 短期入所生活介護(ショートステイ) 利用料金表

令和2年10月1日現在

①穂の国荘 短期入所生活介護(ショートステイ) サービス利用料金(1日分)

*自己負担額(個室、多床室とも同一料金となります。)

要介護度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
施設サービス費	438単位	545単位	586単位	654単位	724単位	792単位	859単位
サービス提供体制加算(Ⅰ)イ	18単位	18単位	18単位	18単位	18単位	18単位	18単位
看護体制加算(Ⅰ)	0単位	0単位	4単位	4単位	4単位	4単位	4単位
看護体制加算(Ⅱ)	0単位	0単位	8単位	8単位	8単位	8単位	8単位
機能訓練体制加算	12単位	12単位	12単位	12単位	12単位	12単位	12単位
夜勤職員配置加算(Ⅲ)	0単位	0単位	15単位	15単位	15単位	15単位	15単位
自己負担額(1割負担額)	468単位	575単位	643単位	711単位	781単位	849単位	916単位
緊急短期入所受入加算	1ヶ月のサービス提供日数を3で除した数(単数切上げ)の日数×90単位						
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	基本利用料と該当の加算を全て加えた単位に8.3%を掛けた金額になります。						
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	基本利用料と該当の加算を全て加えた単位に2.7%を掛けた金額になります。						

※上記の単位数の合計に10.17(豊川市は7級地の地域指定に該当し地域区分による上乗せ部分が発生する)乗じた額の1割(負担割合は収入によって異なり2割、3割の場合もあり)が介護保険による1日分の自己負担分となります。

②送迎サービス利用料金

送迎サービス利用自己負担額(片道1回)	184単位
---------------------	-------

③食費に関する自己負担額(1日分)

	朝食	昼食	夕食
自己負担額	294円	574円	574円

実際に摂られた食事回数(朝食・昼食・夕食)により、回数ごとに徴収させていただきます。
また、利用者(世帯)の所得により減額があります。

食事負担額	減額① 300円	減額② 390円	減額③ 650円	標準 1442円
-------	----------	----------	----------	----------

※上記表に該当する金額が、1日の食事に関する自己負担額の上限になります。
おやつ代はご希望された方から別途50円徴収させていただきます。

④居住費に関する自己負担額(1日分)

居住費については、国が基準額、個室(1日:1171円)、多床室(1日:855円)を定めました。
また、利用者(世帯)の所得により減額があります。

(居住費の基準額:個室の室料と光熱費相当額1日1171円:多床室の室料と光熱費相当額1日855円)

居住費負担額	減額①	減額②	減額③	標準
個室	320円	420円	820円	1171円
多床室	0円	370円	370円	855円

- 減額① 市町村民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者、生活保護受給者。
- 減額② 市町村民税非課税世帯で本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方。
- 減額③ 市町村民税非課税世帯で①、②以外の方。

上記減額の要件は以下の(A)、(B)の両方を満たす場合になります。

(A) 本人及び世帯全員(世帯分離の配偶者を含む)が市町村民税非課税の場合。

※世帯分離していても、配偶者が市町村民税課税の場合は対象になりません。

(B) 預貯金等が単身で1,000万円、夫婦で2,000万円以下の場合。

負担限度額認定の詳細については市町村にお問い合わせ下さい。

※利用料は1ヶ月分まとめてお支払ください。

穂の国荘における短期入所生活介護(ショートステイ)に関わる利用料金の請求は、1ヶ月分まとめて行います。ショートステイ利用月の翌月に請求させていただきます。現金または口座振替、振り込みにてお支払いをお願い致します。

振込先は下記の通りです。

振込先	: 豊川信用金庫 一宮支店
口座番号	: 普通 904296
口座名	: 社会福祉法人阿吽会 短期入所生活介護事業所穂の国荘 荘長 新實 淳弥

不明な点につきましては、穂の国荘(TEL.0533-93-7575)山田・荒岡までご連絡ください。

〈附則〉

一部改訂 :平成21年4月1日

一部改訂 :平成21年8月1日

一部改訂 :平成22年4月1日

一部改訂 :平成23年5月1日

一部改訂 :平成24年4月1日

一部改訂 :平成26年4月1日

一部改訂 :平成27年4月1日

一部改訂 :平成27年8月1日

一部改訂 :平成29年4月1日

一部改訂 :平成30年4月1日

一部改訂 :令和 1年8月1日

一部改訂 :令和 1年10月1日

一部改訂 :令和 2年10月1日